



2022年6月1日

各 位

会社名 株式会社海帆
代表者名 代表取締役 國松 晃
(コード番号: 3133 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 水谷 準一
(TEL. 052-586-2666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件（1）」、「定款一部変更の件（2）」、「定款一部変更の件（3）」、「定款一部変更の件（4）」を第19期定時株主総会の付議議案にすることを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I、定款一部変更の件（1）

1、提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2、提案の内容

提案の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（火曜日）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（火曜日）

II、定款一部変更の件（2）

1、提案の理由

取締役会の独立性及び実効性の並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役会の増員が可能となるよう、現行定款第19条の取締役の員数を7名から10名に3名増員するものであります。

2、提案の内容

提案の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>7名以内とする。</u>	(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u>

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（火曜日）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（火曜日）

III、定款一部変更の件（3）

1、提案の理由

機動的な会社経営を可能にするため、現行定款第22条の代表取締役及び役付取締役の変更を行うものであります。

2、提案の内容

提案の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役社長及び役付取締役) 第22条 代表取締役社長は取締役会の決議によって選定する。 2 代表取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、 <u>取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役社長及び役付取締役) 第22条 代表取締役社長は取締役会の決議によって選定する。 2 代表取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、 <u>代表取締役副社長1名及び取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u>

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（火曜日）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（火曜日）

IV、定款一部変更の件（4）

1、提案の理由

将来の事業拡充に備え、現行定款第2条を一部変更するものであります。

2、提案の内容

提案の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～13（記載省略） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） 14. 前記各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～13（現行どおり） <u>14. 不動産の取得、保有、運用、管理、運営</u> <u>15. 不動産の売買、交換、賃貸及び仲介並びに斡旋</u> <u>16. 不動産の補修、警備及び清掃</u> <u>17. 不動産及び不動産事業に関するコンサルティング業務</u> <u>18. 地域開発、不動産開発の企画、経営並びにコンサルティング業務</u> <u>19. 前記各号に付帯する一切の業務</u>

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（火曜日）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（火曜日）

以 上